ルノ必要ナシ具体的方策ヲ協議セラレテハ如何ト提案満場一致決

(二) 具体的斗争方針　　池上榮吉

本問題ハ単ナル本年度ノ罷給停止ニ非ズシテ要ラニ賞與減額大量馘首トシテ現ハルヽモノナル事明カニシテ本部トシテハ罷給停止ニ対シ強力ナル斗争ヲ行フコトヽシ左ノ通具体的斗争方針ヲ決議セリ慎重審議セラレタシ

(1) 交渉委員詮衡ノ件
　イ、委員長外十名
　ロ、連絡部設置ノ件
　ハ、出版部設置ノ件
　ニ、財政部設置ノ件
(2) 地区連絡委員會設置ノ件
　地区連絡委員會ヲ五地区ニ分チ地区連絡委員ニハ各支部ヨリ二名宛詮衡シ各地区連絡委員會ニ於テハ本部連絡員トシテ一名ヲ詮衡スルコト
(3) 各地区ニ於テハ未組織ヲアゲプロレ未組織合流ニ努ムルコト
(4) 各支部ハ直チニ地区連絡委員ヲ選ビ直ニ本部ニ報告スルコト
(5) 地区別左ノ通

江東地区
深川支部、城東第二支部、江東第一支部
清水町支部、寺島支部、

中部地区
中部第一支部、浅草支部、上野支部、
下谷支部、江東第二支部、飯田町第一支部、
高輪支部、

南部地区
小山支部、火井支部、神奈川支部、

西部地区
新宿支部、池袋支部、王子支部、

千住地区
發電所、千住第一、千住第二、千住第三、五反支部、